

令和4年 滑川町農業委員会 第9回総会 議事録

召集月日	令和4年9月16日(金)				
開 会	令和4年9月27日(火) 午前9時20分				
閉 会	令和4年9月27日(火) 午前10時10分				
議 長	北堀高茂	代理議長		仮議長	
各 委 員 出 席 状 況					
農 業 委 員 (14名中 11名出席、 3名欠席)					
1	神田徳子	出席	8	西澤 泉	出席
2	吉田 昇	出席	9	赤沼 裕	出席
3	齋藤哲男	出席	10	金子修治	出席
4	北堀高茂	出席	11	杉田京子	出席
5	高柳幸夫	欠席	12	宮島正重	出席
6	田幡只夫	欠席	13	金井 茂	出席
7	贅田基司	出席	14	井上富子	欠席
農地利用最適化推進委員 (9名中 9名出席、 0名欠席)					
下福田	小林幸夫	出席	伊古	能見義夫	出席
上福田	堀口幸男	出席	中尾・水房	石川光男	出席
山 田	贅田昭雄	出席	羽尾1	大塚幹雄	出席
土 塩	杉田美信	出席	羽尾2	須澤郁夫	出席
和泉・菅田	紫藤清司	出席			
参 与 者			書 記	菅野真未	
議長は、出席委員が定数に達したので開会を宣言し、日程第1により 会議録署名委員及び会議書記を指名した。					
会議録署名委員	12番	宮島正重	13番	金井 茂	

第 9 回 総 会 審 議 議 案

日程第 1		議事録署名委員の指名
日程第 2	議案第 41 号	農地法第 3 条（委員会）について
日程第 3	議案第 42 号	農地法第 5 条（知事）について
日程第 4	議案第 43 号	農地法第 3 条の 3（相続等による権利移動）について
日程第 5	議案第 44 号	農地法第 5 条（届出）について

顛 末

○開 会

事務局 皆さん、おはようございます。定刻前ですが全員お集まりの様
ですので、令和4年第9回の農業委員会総会を始めさせて頂きたい
と思います。欠席者は農業委員の5番高柳委員、6番田幡委員、
14番井上委員です。農地利用最適化推進委員の欠席はございませ
ん。最初に北堀会長よりご挨拶を頂きたいと存じます。北堀会長、
宜しくお願い致します。

会 長 委員の皆さん、おはようございます。令和4年第9回の総会に
お忙しい中、ご出席頂きまして大変ありがとうございます。まだ
田を見ますと稲刈りの最中かと思います。今年は雨が多く台風の
影響もあり、生産者は大変な思いをしていると思います。台風が
直撃した地方では大変な思いをしている農家も多く、滑川町でも、
いつ同じ様な状況になるか分からず心配しています。

また、今年の米の値段は昨年よりは上がりましたが、まだまだ
安価が続いています。良い値段になるまで頑張ってもらいたいと思
います。

それから9月14日に第32回の滑川町農業祭実行委員会が農協
で行われましたが、コロナの感染者もいまだ多い状況なので農業
祭は中止となりました。直売所で感謝祭として実施することに決
まりました。農業委員会の出席はありません。

また、本日提案された議案ですが、慎重審議をお願いしまして、
私の挨拶とさせて頂きます。大変ありがとうございました。

事務局 ありがとうございました。それでは総会を始めさせて頂きたい
と思います。滑川町農業委員会会議規則第4条で、会長は会議の
議長となり議事を整理するとございます。北堀会長に議長をお願
いして進めて参りたいと思いますので、宜しくお願い致します。

議 長 はい。滑川町農業委員会会議規則によりまして、議長を務めさ
せて頂きます。只今の出席委員は、14名中11名であります。滑
川町農業委員会会議規則第6条の規定による定足数に達しており
ます。令和4年滑川町農業委員会第9回総会は成立を致しまし

た。これより開会致します。なお、本日の総会に農業委員会等に関する法律第 29 条第 1 項の規定により農地利用最適化推進委員の出席を求めています。本日出席の農地利用最適化推進委員は、9 名中 9 名でございます。質疑がある場合は、挙手後、許可を得て、農業委員は議席番号、氏名を名乗ってから、農地利用最適化推進委員は担当地区、氏名を名乗ってから発言をお願いします。

議 長 日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。滑川町農業委員会会議規則第 13 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させて頂くことにご異議ございませんか。

(委員より、異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。それでは、本日の議事録署名委員は、議席番号 12 番の宮島委員さん、議席番号 13 番の金井委員さんをお願い致します。なお、会議書記は事務局の菅野主事をお願い致します。以上で日程第 1 を終わります。

○議案審議

議 長 日程第 2、議案第 41 号「農地法第 3 条について」を議題と致します。それでは、事務局より説明をお願い致します。

事務局 議案第 41 号「農地法第 3 条(委員会)について」をご説明いたします。今月の申請件数は 1 件、合計 275 ㎡になります。それでは申請番号 1 を説明させていただきますので、議案書の 1 頁、図面は議案第 41 号資料 1 と記載されているものをお手元にご用意下さい。それではご説明致します。番号 1、申請地は比企郡滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、畑、農振区域外の農地、275 ㎡になります。譲渡人は〇〇〇町大字〇〇〇×××番地×××、□□□様です。譲受人は〇〇〇町大字〇〇〇×××番地×××、□□□様です。申請者の町内の経営規模については、議案書記載のとおりです。申請理由ですが、営農規模拡大のため、売買により農地の所有権を取得したいというものになります。農地法第 3 条に関しては、農業委員会で許可をすることになりますが、審査基準と

しまして同法3条2項に該当した場合、法的に許可をすることはできないこととなります。それは、経営状況調査等をもとに判断となります。補足となりますが、申請地は譲受人が現在利用権設定を行い耕作している農地となります。取得する農地適正利用を含めての審査となりますので、ご審議のほど宜しくお願い致します。

議 長 はい、ありがとうございました。この件につきまして現地調査報告を班長さん、担当委員さん、及び、担当地区の推進委員さんよりお願い致します。

13 番 はい、4班13番金井です。班長が欠席となりましたので、代表を兼ねて報告いたします。9月24日土曜日午前8時30分より農業委員5名、農地最適化推進委員2名の計7名にて現地調査を行いました。農地法第3条の許可申請地の現地調査報告をさせていただきます。申請場所につきましては、〇〇〇の信号から〇〇〇に向かい、〇〇〇の信号を左折し、×××m程進んだ左側となります。申請者は、申請地の西側にお住いの□□□さんです。申請内容としては、申請地を譲り受けて耕作したいとのことです。申請の理由としては現在申請地の周辺に農地を所有し、農業を営んでおり、現況が畑でもあり申請地を取得して耕作を行うのに都合が良いとのことです。調査した結果、対象地は畑として耕作されており、南側と北側は道路で東側と西側は畑で問題ありません。申請書の耕作状況は自作地が5筆2,800㎡あまりと借入地が〇〇〇地区2筆と〇〇〇地区2筆を合わせて2,100㎡あまりで合計5,000㎡を越えて全てが畑で、切り花や野菜が中心とのことです。農機具としてはトラクター1台、耕転機4台を所有しています。本申請に関しての問題点はないものと思われまます。ご審議の程宜しくお願い致します。

議 長 はい、ありがとうございました。他には。

推進委員 はい、〇〇〇区担当推進委員の□□□です。ただいま金井委員さんが説明されましたように、申請人がこれまで借りていた農地、畑を営農規模拡大のため購入するものでございます。この申請農地、畑は自宅からも近くにあり、今後も安定した農業経営をする

ためのもので、熱心に農業にも取り組んでいるので問題はないと思われま
す。本申請に関する意見は以上であります。ご審議の程
お願い致します。

議 長 はい、ありがとうございます。他には。

只今、班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんか
ら、詳細な説明を頂きました。これより質疑に入ります。この件
につきまして、ご意見、ご質問がありましたら挙手をお願い致し
ます。

それでは無いようですので、申請のとおり番号1について、許
可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議 長 全員賛成ですので、番号1については、申請のとおり許可と決
定致します。日程第2議案第41号は以上になります。

議 長 日程第3、議案第42号「農地法第5条について」を議題と致し
ます。それでは事務局より説明をお願いします。

事 務 局 事務局より議案第42号農地法第5条(知事)についてをご説明
いたします。今月の申請件数は2件、1,583.63㎡の転用申請が審
査対象となります。番号1を説明、朗読させて頂きます。議案書
は2頁、図面は議案第42号資料1-①から②と記載されているも
のをご確認下さい。それでは説明致します。番号1、申請地は
比企郡滑川町大字○○○字○○○×××番×××、畑、農振地域
内の農地、66㎡、同じく×××番×××、畑、農振地域内の農地、
308㎡、合計2筆、374㎡になります。農地の区分は10ha以上の
一団の連たん農地であるため、第1種農地と判断致します。第1
種農地は原則不許可ですが、本件は所有者と親族関係を有する者
が専用住宅を建築する目的で、集落に接続する形で計画されるも
のであるため、例外規定の地域の農業の振興に資する施設と判断
し、申請を受けております。申請人ですが譲渡人は、○○○町大
字○○○×××番地×××、□□□様です。譲受人は○○○町大
字○○○×××番地×××、□□□様となります。申請事由です

が、使用貸借権 30 年を設定し、自己用住宅を建築する為、転用を
したいという申請となります。補足となりますが、今回の事業計
画地に一部雑種地 82 m²が含まれており、事業計画面積は合計で
456 m²となります。ご審議の程宜しくお願い致します。

議 長 はい、ありがとうございました。この件につきまして、現地調
査報告を班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんよ
りお願い致します。

7 番 2 班班長の議席番号 7 番贄田です。9 月 17 日土曜日午前 10 時
より 2 班の農業委員 2 名、農地利用最適化推進委員 2 名で、申請
人立会いの元、現地調査を実施致しました。詳細につきましても、
私贄田が担当委員でありますので、引き続き説明させていただきます。
申請用地は、〇〇〇より東に行った〇〇〇の交差点を左折し、×
××号線を北に×××m程行き右折して、東に×××m程行った
所です。土地の所在は滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、
×××番×××で、地目は畑、面積 374 m²です。境界杭は全て確
認できました。理由書がありますので簡単に読ませて頂きます。
現在私は、〇〇〇町の貸家に妻と子供 1 人の計 3 人で住んでおり
ます。子供は 5 歳になり、来年は小学校に入学予定です。将来の
ことを考え、自己居住用専用住宅の建設を決意した次第です。子
供が安心して遊べるよう実家に近くの土地で 2 件検討しましたが、
共に排水先がなく、350 m²以上で排水先がある土地が見つかり
ませんでした。親に相談したところ、今回の申請地は角地で前
面道路も 5 m 以上あり、排水も道路側溝に放流可能なので、どう
かと提案されました。申請地は母の所有する土地で実家の隣にな
ります。今回、この土地を借りることができました。将来は、親
の面倒をみる予定であり、最適な場所と考えております。といっ
た内容になっております。申請書に建設計画書、排水計画書、公
共施設管理者との同意書が添付されており建設計画は明確に示
されております。排水計画は合併処理浄化槽による側溝放流にな
っており、雨水については宅地内処理となっております。以上のと
おり調査結果を報告します。この転用申請については、やむを得

ないと考えられます。ご審議の程宜しくお願い致します。

議長 はい、ありがとうございました。他には。

推進委員 はい、〇〇〇地区担当推進委員の□□□です。申請の土地は、北側と西側が道路で東側と南側は宅地になっております。そして農地には隣接しておりません。したがって隣接農地に関する問題は生じません。本申請に関する意見は以上です。

議長 はい、ありがとうございました。他には。

只今、班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんから、詳細な説明を頂きました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見、ご質問がありましたら挙手をお願い致します。

それでは無いようですので、申請のとおり番号1について、許可相当することに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議長 全員賛成ですので、番号1については、許可相当と決定し埼玉県知事に意見を送付いたします。

議長 続きまして番号2について事務局より説明をお願いします。

事務局 続きまして番号2を説明させていただきます。議案書は同じく2頁、図面は議案第42号資料2-①から④と記載されているものをご確認下さい。それでは説明致します。番号2、申請地は比企郡滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、田、農振区域外の農地、5.63㎡同じく×××番×××、畑、農振区域外の農地、1,204㎡、合計2筆、1,209.63㎡になります。農地の区分は10ha未満の農業公共投資を行っていない小集団農地であるため、第2種農地と判断致します。申請人ですが譲渡人は、〇〇〇町大字〇〇〇×××番地×××、□□□様です。譲受人は〇〇〇市〇〇〇×××番地×××、株式会社□□□、代表取締役□□□様です。申請事由ですが、売買により所有権を取得し、分譲住宅3棟を建築する為、転用したいというものです。ご審議の程宜しくお願い致します。

議長 はい、ありがとうございました。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんよ

りお願い致します。

- 13 番 はい、4班13番金井です。班長が欠席となりましたので、代表を兼ねて報告いたします。9月24日土曜日午前8時より農業委員5名、農地最適化推進委員2名の計7名にて現地調査を行いました。農地法第5条の許可申請地の現地調査報告をさせていただきます。申請場所につきましては、〇〇〇の信号から南に向かい〇〇〇の信号を右折し、およそ×××m進んだ所を右折し更に×××m程進んだ右側になります。申請者は〇〇〇市〇〇〇にある株式会社□□□、代表取締役□□□さんです。申請内容としては、対象の土地の権利を取得し建売分譲住宅3棟を建築したいとのことです。申請理由としては、土地所有者である□□□さんより農地の耕作や管理ができないなどの理由により、本申請地を譲り受け分譲住宅を建築したいとのことです。また、近所にも住宅が沢山あり、駅からも近く住宅敷地として最適な場所ではないかと考えたとのことです。調査した結果、対象地は南側が道路、西側は建売された住宅の道路で、東側は建売住宅に接する形となっております。また、北側は両側の住宅地にも接する水田でした。添付書類としては、他の候補地の検討書類、株式会社□□□の履歴と定款及び稟議書、土地利用計画図、造成計画図、建築計画図、資金調達計画書、工事見積書、都市計画法の規定による各種書類があります。ご審議の程宜しくお願い致します。

議長 はい、ありがとうございました。他には。

推進委員 はい、〇〇〇区担当推進委員の□□□です。本申請地は〇〇〇以南で、農地の集積よりも宅地化がかなり進んでいるところで、この申請農地は現在休耕され保全管理されています。近くには現在、田の作付けがありますが、ここが宅地化されても現在のところ農地への影響はほとんどないと思われます。本申請に関する意見は以上でございます。

議長 はい、ありがとうございました。他には。

只今、班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんから、詳細な説明を頂きました。これより質疑に入ります。この件

につきまして、ご意見、ご質問がありましたら挙手をお願い致します。

それでは無いようですので、申請のとおり番号2について、許可相当することに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議長 全員賛成ですので、番号2については、許可相当と決定し埼玉県知事に意見を送付いたします。日程第3議案第42号は以上になります。

議長 日程第4、議案第43号「農地法第3条の3について」を議題といたします。事務局は説明をお願いします。

事務局 事務局より議案第43号「農地法3条の3(相続等による権利移動)について」を説明いたします。議案書の3頁、議案第43号資料と記載されているものをご用意ください。今月の届出案件は1件、10,014㎡になります。滑川町農業委員会会長専決規程の第3条に基づき、専決処分とした案件の報告となりますので、一括して説明させていただきます。それでは説明、朗読をさせていただきます。番号1、所在地は滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、畑、392㎡外9筆、合計10,014㎡になります。位置については議案第43号資料1をご確認ください。届出者ですが〇〇〇市〇〇〇×××番×××号、□□□様です。届出事由は相続による農地の所有権取得によるものです。補足として受理状況は備考のとおりです。報告は以上になります。

議長 事務局より説明が終わりました。この件は、会長専決処分の報告となっておりますが、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。

それでは議案第43号の質疑を終了いたします。日程第4は以上になります。

議長 日程第5、議案第44号「農地法第5条届出について」を議題といたします。事務局は説明をお願いします。

事務局 事務局より議案第 44 号「農地法 5 条(届出)について」を説明致します。議案書の 4 頁、議案第 44 号資料と記載されているものをご用意下さい。今月の届出案件は 1 件、179 m²になります。滑川町農業委員会会長専決規程の第 3 条に基づき、専決処分とした案件の報告となりますので、一括して説明、朗読をさせていただきます。番号 1、所在地は滑川町〇〇〇×××番×××、畑、179 m²になります。位置については議案第 44 号資料 1 をご確認ください。届出者ですが〇〇〇町×××番地×××、□□□様です。届出事由は使用貸借権設定 20 年し、専用住宅用地として利用する為、転用したいというものです。補足として市街化区域内の農地であり、受理状況は備考のとおりです。報告は以上になります。

議長 事務局より説明が終わりました。それでは審議を行います。この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら、挙手をお願いします。

それでは無いようですので、この件について計画案に承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

全員賛成ですので、議案第 44 号については、すべて計画通り承認することに決定いたしました。日程第 5 は以上になります。

議長 本日の総会に付議された議案は全て終了致しました。それでは、閉会にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(委員より異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。滑川町農業委員会、令和 4 年第 9 回総会は、閉会することに決定致しました。ご協力ありがとうございました。

事務局 北堀会長、議事進行お疲れ様でございました。委員の皆様におかれましても慎重審議をありがとうございました。それでは、総会の方を終了させていただきます。神田職務代理より閉会のご挨拶の方をお願い致します。

職務代理 はい。何かとお忙しい中、ご出席頂き、慎重審議をありがとう

ございました。令和4年第9回総会を閉会致します。お疲れ様でした。

会長 どうもありがとうございました。

本会議の顛末を記載し、その内容が正確であることを証するため、ここに署名します。

令和4年10月25日

議 長 北堀 高茂

署名委員 宮島 正重

署名委員 金井 茂